

指定検定機関の申請書類の手引
(器差検定を中心とした指定検定機関向け)
(第1版)

平成30年11月
経済産業省計量行政室

はじめに

この「手引」は、計量法（平成4年法律第51号）第106条第1項に基づき、指定検定機関の指定を受けようとする者のうち、器差検定を中心とした指定検定機関の指定を受けようとする者に対し、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第72号。以下「機関等省令」という。）第9条に定められた申請書及び添付書類等を作成する際の参考とするために作成されたものです。

別に公表されている「指定の申請の考え方」37～40ページを補足する資料としてご活用下さい。

1. 指定の申請に必要な資料

指定検定機関の指定の申請に必要な書類は以下により構成されます。

○指定の申請

- ①指定申請書（機関等省令様式第1）
- ②機関等省令第9条第1項各号に定める添付書類(次ページの表1参照)
- ③業務規程認可申請書（機関等省令様式第2）
- ④業務規程（機関等省令第11条）
- ⑤はり付け印の指定検定機関を表す記号

○指定の更新の申請

- ①指定更新申請書（機関等省令様式第1の2）
- ②機関等省令第9条第1項各号に定める添付書類(次ページの表1参照)

（1）紙媒体による申請

事前相談時は②～⑤（更新時は②）の書類を1部ご提出下さい。書類は原則A4版で作成して下さい。また、添付書類ごとにインデックスを付して下さい。

正式申請時はこれらの書類はそのまま正式申請書類として活用いたしますので、①のみご提出下さい。

※事前の個別相談で①の内容を計量行政室に連絡していない場合は①も添付して下さい。

（2）電磁的記録媒体による申請

電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R）により提出する場合、必要なものは以下のとおりです(①③は紙媒体)。

- ①電磁的記録媒体提出票（機関等省令様式第8。要押印）
- ②必要な書類全て（登記事項証明書を除く）が記録されたCD-R、DVD-R
- ③登記事項証明書

電子ファイルはPDF形式とし、次ページの表1の書類番号ごとにファイルを分けて下さい。ファイル名は「添付1-1定款」など、書類番号と文書内容がわかる名称を組み合わせたファイル名として下さい(補足資料の場合、ファイル名に書類番号は不要です)。

ファイルはウィルスチェック等セキュリティ対策をお願いします。

パスワード設定を行った場合は、パスワードをメール（metrology-policy-kaisei@meti.go.jp）にてお知らせ下さい。

表 1：指定の申請に必要な書類

書類名	書類番号		
申請書（様式第 1、更新時は様式第 1 の 2）	—		
機 関 等 省 令 第 9 条 第 1 項 各 号 に 定 め る 添 付 書 類	定款	添付 1-1	
	登記事項証明書（全部事項証明書）	添付 1-2	
	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録 （公益法人のみ。その他は直前の事業年度の損益計算書）	添付 2-1	
	申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における貸借対照表	添付 2-2	
	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書（検定の業 務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）	添付 3-1	
	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における収支予算書（検定の業 務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの）	添付 3-2	
	役員又は事業主の氏名及び履歴	添付 4-1	
	第 10 条の 2 に規定する構成員のうち主たる者の氏名（構成員が法人で ある場合には、その法人の名称）、構成員の構成割合	添付 4-2	
	検定の業務を行う特定計量器の種類	—	
	1 年間に検定を行うことができる特定計量器の数	添付 4-3	
	検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有 又は借入れの別	添付 4-4	
	検定を実施する者の資格及び数	添付 4-5	
	検定管理責任者の氏名	添付 4-6	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所が実施する指定検定機関講習を修 了した旨及び修了年月日（業務の範囲を限って検定を行う場合のみ）	添付 4-7	
	検定以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要	添付 4-8	
	手数料の額	添付 4-9	
	申請者が法第 106 条第 3 項において準用する法第 27 条各号の規定に 該当しないことを説明した書面	添付 5	
	申請者が第 10 条の 3 各号の規定に適合することを説明した書類	添付 6	
	具 体 的 内 容	差別的に取り扱わないことを記載した規程類抜粋等	添付 6-1
		親法人との関連性を示した有価証券報告書抜粋等	添付 6-2
第 10 条の 3 第 2 号ロに該当するか否かの書面等		添付 6-3	
第 10 条の 3 第 2 号ハに該当するか否かの書面等		添付 6-4	
部門としての独立を示した組織図、役員所掌等		添付 6-5	
品質マニュアル（文書体系図、文書リスト、機器の管理方法含む）		添付 6-6	
検定マニュアル		添付 6-7	

検定業務から生じる債務を担保するための適切な準備を説明した書面	添付 2-3
はり付け印の指定検定機関を表す記号	添付 7
電磁的記録媒体提出票（電磁的記録媒体により提出する場合。様式第 8）	—
業務規程認可申請書（様式第 2）	—
業務規程	—

（注）

1. 文書体系図、文書リスト、機器の管理方法は、品質マニュアルと別に作成しても構いません。
2. 「品質マニュアル」、「検定マニュアル」は別の名称でも構いませんが、容易にそれと内容がわかる名称をお願いします。
3. 添付 6-1～6-4 を同一の書面でまとめた場合も、番号は繰り上げず、品質マニュアルは添付 6-6、検定マニュアルは添付 6-7 として下さい。

2. 申請書の記入方法

指定検定機関の指定の申請にあたっては、機関等省令第9条第1項により、様式第1による指定申請書を提出することとされています。

また、指定の更新の場合は、同令第10条の4により、様式第1の2による指定更新申請書を提出することとされています。

①代表者の氏名

検定部門が企業等の一部である場合は、当該企業等の代表権を持つ者が指定検定機関の代表者となります。

複数の法人が連合する場合で、「指定の申請の考え方」25ページのB. 法人連合①に該当する場合は、いずれかの企業(一般的には筆頭とされた企業)の代表権を持つ者が指定検定機関の代表者となります。

※この場合、筆頭会社による他の会社の株式保有割合を示す書類を提出して下さい。

②指定の区分

機関等省令別表第4の指定の区分欄から、検定を行う区分を選択します。具体的には、以下のいずれかから選択して下さい。

- ・非自動はかり
- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・燃料油メーター

③事業所の名称及び所在地

実際に検定を行う事業所(出張検定が基本の場合はその拠点となる事業所)を記載して下さい。

具体的には、事業所の名称及び所在地を記載して下さい。

※なお、「指定の申請の考え方」27～29ページの経過措置を希望する場合は、申請書には現時点での事業所の名称及び所在地を記載した上で、

- ・期限までに準備を調える旨、経過措置期間中であっても申請された検定に対しては的確に対応する旨を記載した誓約書
 - ・今後の事業所、人員の整備予定を記載した書面
- を別紙として提出して下さい。

④特定計量器の種類

機関等省令別表第2の「特定計量器の種類」から選択して記載して下さい。具体的には、以下から選択し、申請書に記入して下さい。指定の区分と同じ場合も記載して下さい。

- －車両用はかり
- －車両用はかり以外の非自動はかり
- －ホッパースケール
- －充填用自動はかり
- －コンベヤスケール
- －自動捕捉式はかり
- －燃料油メーター（自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するものに限る。）

特定計量器の種類では、例えば、「ひょう量○kg以上」、「××型の・・のみ」等の条件をつけることはできません。

⑤地域ブロックの区分

機関等省令別表第2の「地域ブロックの区分」から選択して記載して下さい。具体的には以下から選択し、申請書に記入して下さい。全国で事業を行う場合は「すべての地域ブロック」と記入して下さい。

- －北海道・東北ブロック
- －関東・甲信越ブロック
- －東海・北陸ブロック
- －近畿ブロック
- －中国・四国ブロック
- －九州・沖縄ブロック

3. 添付書類の記入方法

(1) 定款等（機関等省令第9条第1項第1号～第3号）

定款、登記事項証明書、財務関係資料など、以下のものを提出して下さい。

複数の法人が連合する場合は、全ての法人分を提出して下さい。

【株式会社等】

- ・定款（添付1－1）
- ・登記事項証明書（添付1－2）
- ・申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の損益計算書（添付2－1）
- ・申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における貸借対照表（添付2－2）

- ・各役員の略歴書（添付４－１）
- ・第１０条の２に規定する構成員のうち主たる者の氏名（法人名）（添付４－２）
- ・構成員の構成割合（添付４－２）

①役員名簿

役員名簿を提出して下さい。既存のものがあればそのコピーでも構いません。

なお、中立性の判断のために３．（１２）⑤で役員の所掌に関する資料の提出をお願いしていますが、この役員名簿に盛り込むことにより、この資料の提出を省略することができます。

②略歴書

氏名、生年月日、略歴等をまとめたものを役員ごとに提出して下さい。既存のものがあればそのコピーでも構いません。

なお、過去２年で他法人の役員を兼務している場合は必ず記入して下さい。

③第１０条の２に規定する構成員のうち主たる者の氏名（又は法人名）、構成員の構成割合

「構成員」については、機関等省令第１０条の２において、法人の種類に応じ、以下のよう定められています。

- －一般社団法人：社員
- －会社法第５７５条第１項の持分会社：社員
- －会社法第２条第１号の株式会社：株主
- －中小企業等協同組合法第３条の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに農業協同組合法第３条第１項の農業協同組合：組合員
- －中小企業等協同組合法第３条の協同組合連合会及び農業協同組合法第３条第１項の農業協同組合連合会：直接又は間接にこれらを構成する者
- －その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

※一般財団法人は「その他の法人」に該当し、検定を実施する職員を構成員とみなしていません。

主たる者の氏名（又は法人名）、構成員の構成割合については以下のものを提出して下さい。

- ・一般社団法人、持分会社：社員リスト
- ・株式会社：主要株主（持株率５％以上の企業名又は個人名）及びその持株比率
- ・事業協同組合等：組合員リスト
- ・協同組合連合会、農業協同組合連合会：直接又は間接にこれらを構成する者のリスト
- ・一般財団法人等：検定を実施する者の名簿及びそのうち正社員又はそれ以外（出向等）の

別を提出して下さい。

※「検定を実施する者の名簿」は、3.(6)で提出をお願いしている名簿をもって代えることができます(正社員とそれ以外の別を記載した書類は必要です)。

(3) 検定の業務を行う特定計量器の種類(機関等省令第9条第1項第4号ロ)

指定検定機関として検定を行うことを希望する特定計量器の種類について、様式1又は1の2の申請書に記入して下さい(2.④参照)。

(4) 一年間に検定を行うことができる特定計量器の数(機関等省令第9条第1項第4号ハ、添付4-3)

記載例1の様式を参考に、1年間に検定を行うことができる特定計量器の数を事業所ごとに記入して下さい。

(5) 検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別(機関等省令第9条第1項第4号ニ、添付4-4)

記載例2の様式を参考に、

ー 検定に用いる器具、機械又は装置の数

ー 性能

ー 所在の場所(事業所等)

ー 所有又は借入れの別

を一覧表にしたものを提出して下さい。

また、借入れによるものについては、具体的にどのように借り入れることとしているのかを記載して下さい。

(6) 検定を実施する者の資格及び数(機関等省令第9条第1項第4号ホ、添付4-5)

記載例3の様式を参考に、検定を実施する者の名簿を提出して下さい。名簿には、

ー 氏名

ー 所属

ー 機関等省令別表第4の検定を実施する者の条件のいずれに該当するか

ー 一般計量士に該当するか

ー 短時間労働者を含む場合は、その旨と1週間あたりの勤務時間を記載して下さい。

なお、一般計量士にパートタイマーが含まれる場合は、その旨と研修の修了証等の写し等を提出して下さい。

また、一般財団法人につきましては、「正社員」や「〇〇社からの出向」等の別を記載して下さい。

(7) 検定管理責任者（機関等省令第9条第1項第4号へ、添付4-6）

検定管理責任者の氏名と常勤の正社員である旨を記載した書面を提出して下さい。

3.(6)の名簿中に、該当する人物について、検定管理責任者である旨及び常勤の正社員である旨を付記することで、この書面の提出を省略することができます。

(8) 指定検定機関講習（機関等省令第9条第1項第4号ト、添付4-7）

記載例4の様式を参考に指定検定機関講習を修了した旨及び修了年月日を記載した書面を提出して下さい。

その際には、指定検定機関講習の修了証の写しを添付して下さい。

(9) 検定以外の業務の種類及び概要（機関等省令第9条第1項第4号チ、添付4-8）

自社(団体)の主要な業務のリスト及びそれらの業務を簡単に説明している書類（パンフレット等）を提出して下さい。

複数の法人が連合している場合は、全ての法人分を提出して下さい。

(10) 手数料の額（機関等省令第9条第1項第4号リ、添付4-9）

記載例5の様式を参考に、手数料の額を記載した書面を提出して下さい。

初回の審査時に限り、設定した手数料の額の根拠がわかるような算定の考え方を記載した書類を提出して下さい。

(11) 法第106条第3項において準用する法第27条各号の規定に該当しないことを説明した書面（機関等省令第9条第1項第5号、添付5）

記載例6の様式を参考に、該当しないことを宣言した書面を提出して下さい。

(12) 機関等省令第10条の3各号の規定に適合することを説明した書類

記載例7の様式を参考に、10条の3各号の規定に適合することを記載した書面とともに、以下①～⑥の書類を提出して下さい。

①特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。(第1号、添付6-1)

以下の例を参考に、具体的にその旨が記載してある規定(条文)を抜粋し、まとめた書面を提出して下さい。

抜粋の際には出典(〇〇規程等)を記載して下さい。

(例1)

特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないことを示す関係規定	
〇〇規程	
第〇条。
2。
××規程	
第〇条	略
2

(例2) ※1枚目を関係規定のリスト、2枚目以降を条文の写しとした例

<1枚目>

〇特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないことを示す関係規定

〇〇規程 第〇条

××規程 第〇条第×項

.....

<2枚目以降>

1枚目に記載した規程の該当部分のページの写しを添付

②検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないものとして、指定検定機関の申請者が株式会社である場合にあつては、検定を受ける者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)でないこと。(第2号イ、添付6-2)

【株式会社の場合のみ】

有価証券報告書の抜粋等により、親法人を示して下さい。親法人が存在する場合は、その親法人は検定を受けることができません。

親法人が存在しない場合はその旨記載して下さい（このためだけに書面を別に作成する必要はありません。①で示した関係規定の次に記載すること等でも構いません）。

③検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないものとして、

1) 指定検定機関の申請者が法人である場合にあっては、指定検定機関の申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあっては、業務を執行する社員。以下同じ。）に占める検定を受ける者の役員又は職員（過去二年間に当該検定を受ける者の役員又は職員であった者を含む。ハにおいて同じ。）の割合が二分の一を超えていないこと。（第二号ロ、添付6-3）

指定検定機関の申請者の役員に占める、検定を受ける者の役員又は職員（過去2年まで含む）の割合が1/2を超えている企業、団体が存在する場合は、それを示して下さい。

存在しない場合はその旨記載して下さい（このためだけに書面を別に作成する必要はありません。②の記載の次に記載すること等でも構いません）。

この場合、申請者の役員について、過去2年の他社、他団体の役員又は職員の兼務先のリストを提出して下さい。

また、こうした企業には検定を行わない旨の規定を業務規程等何らかの規程類に明記して下さい。

④検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないものとして、指定検定機関の申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員。）が、検定を受ける者の役員又は職員でないこと。（第2号ハ、添付6-4）

指定検定機関の代表権を有する役員が役員又は職員を兼務している企業、団体があれば記載して下さい。

存在しない場合は、その旨記載して下さい（このためだけに書面を別に作成する必要はありません。③の記載の次に記載すること等でも構いません）。

この場合、代表権を有する役員は兼務を一切していないと判断しますので、虚偽申請とならないようお気をつけ下さい。

また、③同様、こうした企業には検定を行わない旨の規定を業務規程等何らかの規程類に明記して下さい。

⑤検定の実施部門が部門として独立し、かつ、検定の実施部門の役員及び職員が、検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門の役員及び職員を兼ねないこと。(添付6-5)

1) 部門としての独立について

部門として独立していることが明示された組織図等を提出して下さい。この組織図等は、製造、修理等の業務の単位で、それぞれの業務がどの部門で行われているか識別できるものにして下さい。

2) 兼職制限について

役員については、役員の所掌(業務分担)を提出して下さい。3.(2)①の役員名簿に盛り込んだ場合は、この資料の提出は省略できます。

職員については、検定の実施部門の職員のうち、兼職をしている職員のリストを提出して下さい。そのリストにはどういった役職でどういった業務を兼職しているかも明記して下さい。

⑥前各号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。(添付6-6)

「技術的ガイドライン」1.2.で求める要求事項が記載された品質マニュアル(容易に識別できれば名称は自由)及び関係下部規程を提出して下さい。

4. その他必要な書類

(1) 検定マニュアル(添付6-7)

検定マニュアル(検定を実施するに当たっての手順書。容易に識別できれば名称は自由)を作成の上、提出して下さい。

具体的な内容としては、

- ・ 検定を行うに当たっての準備等(使用する機器・検定室、出張検定の場合等含む)
- ・ 検定の実施(JISをベースとした実際の検定の手順)
- ・ 合否判定、記録等

について、検定を実施する者が的確に実施できるよう一連の検定に係る手順を記載したものにします。

非自動はかりについては、最低限、電気式はかりの検定マニュアルを作成して下さい。

(2) 指定検定機関を表す記号（添付7）

検定証印（はり付け印）に使用する指定検定機関を表す記号（3文字）をご提出下さい。

問題のある記号や既に使用されている場合は、別の記号への変更をお願いする場合があります。

5. 業務規程

業務規程は計量法第106条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により、経済産業大臣の認可を受ける必要があります。

そのため、申請時に併せて認可を行うための審査を行います。

様式第2の申請書、業務規程1部、関係下部規程をご提出下さい。

なお、指定の更新時は現行の業務規程と同一であれば改めて認可を受ける必要はありません。変更がある場合は様式第3の申請書とともに、業務規程、変更に関する関係下部規程をご提出ください。

業務規程には、機関等省令第11条第2項に定められているもの、同項第4号及び第11号に含まれる事項として「技術的ガイドライン」4.及び5.に定められている事項を規定するとともに、申請者の実態に照らして必要な事項を規定することになります。

様式第 1

指 定 申 請 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

計量法第 16 条第 1 項第 2 号イの指定を受けたいので、同法第 106 条第 1 項の規定により、申請します。

- 1 指定の区分
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 特定計量器の種類
- 4 地域ブロックの区分

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定める A4 とすること。
- 2 第 3 項及び第 4 項の事項は、第 9 条第 2 項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第 78 条第 1 項（法第 81 条第 2 項及び法第 89 条第 3 項において準用する場合を含む。）の試験及び法第 93 条第 1 項の調査以外のものに限定する場合には限り記載すること。

様式第1の2

指 定 更 新 申 請 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名



計量法第16条第1項第2号イの指定の更新を受けたいので、同法第106条第3項において準用する同法第28条の2の規定により、申請します。

- 1 指定の区分
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 特定計量器の種類
- 4 地域ブロックの区分

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
- 3 第3項及び第4項の事項は、第10条の4において準用する第9条第2項の規定により検定の種類を変成器付電気計器検査、法第78条第1項（法第81条第2項及び法第89条第3項において準用する場合を含む。）の試験及び法第93条第1項の調査以外のものに限定する場合に限り記載すること。

様式第2

業 務 規 程 認 可 申 請 書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名



業務規程の認可を受けたいので、計量法第106条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により、別添のとおり申請します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第3

業務規程変更認可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

名 称

代表者の氏名



次のとおり、業務規程の変更の認可を受けたいので、計量法第106条第3項において準用する同法第30条第1項の規定により、申請します。

1 変更の内容

2 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後を対照して記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 8

電 磁 的 記 録 媒 体 提 出 票

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
名 称
代表者の氏名



計量法第 16 条第 1 項第 2 号イの規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法令の条項については、当該申請の適用条文名を記載すること
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該申請の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 5 「押印」の欄には、押印をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印をすること。
- 6 電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記載すること。
 - 一 提出者の氏名又は名称
 - 二 提出年月日
- 7 該当事項がない欄は、省略すること。

記載例 1

1年間に検定を行うことができる特定計量器の数

(単位 個)

特定計量器名	事業所の名称			
	〇〇センター	△△試験所	××部	
非自動はかり	9,999	9,999	9,999	
自動捕捉式はかり	9,999	9,999	9,999	
コンベヤスケール	9,999	9,999	9,999	

記載例 2

検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

指定の区分	頁
自動捕捉式はかり	1
コンベヤスケール	3
非自動はかり	5

記載例 2 (続き)

検定に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

指定の区分 自動捕捉式はかり

検定設備	性能	数量	所有又は借入の別	所在の場所及び配置数		
				〇〇センター	△△試験所	××部
基準分銅	日本工業規格 B7611-2に規定する試験ができるもの	440	所有	220	110	110
(内訳)						
一級基準分銅	20 kg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	10 kg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	5 kg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	2 kg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	1 kg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	500 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	200 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	100 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	50 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	20 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	10 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	5 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	2 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	1 g	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	500 mg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	200 mg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	100 mg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	50 mg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	20 mg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	10 mg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	5 mg	4	所有	2	1	1
一級基準分銅	2 mg	4	所有	2	1	1

一級基準分銅	1 mg	4	所有	2	1	1
二級基準分銅	20 kg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	10 kg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	5 kg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	2 kg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	1 kg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	500 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	200 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	100 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	50 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	20 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	10 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	5 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	2 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	1 g	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	500 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	200 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	100 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	50 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	20 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	10 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	5 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	2 mg	8	所有	4	2	2
二級基準分銅	1 mg	8	所有	4	2	2
管理はかり	日本工業規格 B7611-2に規定する試験ができるもの	6	借入	2	2	2

注) 借入れ予定の検定設備について

①管理はかり

(株)〇〇(〇〇県〇〇市)より随時借入れ可能な契約を締結済み。申請があり次第、契約に基づき借入れを行い、検定を実施する。

記載例 3

検定を実施する者の資格及び数

所属	検定を実施する者の氏名	指定の区分			備考
		A	B	C	
〇〇センター	〇〇 〇〇	①	①	①	一般計量士 一般計量士 一般計量士
	〇〇 〇〇	②	②	②	
	〇〇 〇〇	②	②	②	
	〇〇 〇〇	③	③	③	
	〇〇 〇〇	①	①	①	
	〇〇 〇〇	①	①	①	
	〇〇 〇〇	①		①	
△△試験所	〇〇 〇〇	①		①	一般計量士
	〇〇 〇〇	②		②	
	〇〇 〇〇	①		①	
	〇〇 〇〇	①		①	
××部	〇〇 〇〇	①	①	①	一般計量士
	〇〇 〇〇	①	①	①	
	〇〇 〇〇	①	①	①	
	〇〇 〇〇	①			
	〇〇 〇〇	①			
	〇〇 〇〇	③	③	③	
資格別実施者数	①	12	6	9	
	②	3	2	3	
	③	2	2	2	
	合計	17	10	14	

1. 指定の区分欄の記号の A～C は、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令別表第 4 の表中「指定の区分」欄の計量器の種類を表している。

- A-非自動はかり
- B-自動捕捉式はかり
- C-コンベヤスケール

2. ○印内の数字は、同省令別表第 4 の表中「検定を実施する者の条件」欄の各号の位置に属することを示している。

- ①学校教育法による大学、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、（※該当する特定計量器により異なる）の検査に一年以上従事した者
- ②国立研究開発法人産業技術総合研究所の「一般計量教習」以上を修了した者で、計量の実務に一年以上従事した者
- ③一般計量士

記載例 4

年 月 日

経済産業大臣 殿

株式会社 ○○○○
(役職) ○○ ○○

検定管理責任者が申請の日から起算して過去2年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所が実施する指定検定機関の検定に関する講習を修了した旨及び修了年月日

株式会社○○○○は、検定管理責任者のうち以下の者が過去2年以内に国立研究開発法人産業技術総合研究所が実施する指定検定機関の検定に関する講習を修了したので、その旨を届け出る。

修了者（検定管理責任者）の氏名	特定計量器の種類	修了した年月日

以 上

記載例 5

検定（型式の承認に係る表示が付されているもの）の手数料

（単位：円）

特定計量器			1個についての 金額
非自動はかり	検出部が電気式 のもの又は光電 式のもの	ひょう量が○kg 以下のもの	〇〇〇〇
		・・・	
		ひょう量が○kg を超えるもの	〇〇〇〇
	棒はかり又は光 電式以外のばね 式指示はかりの うち直線目盛の みがあるもの	ひょう量が○kg 以下のもの	〇〇〇〇
		ひょう量が○kg を超えるもの	〇〇〇〇
	機械式	ひょう量が○kg 以下のもの	〇〇〇〇
ひょう量が○kg を超えるもの		〇〇〇〇	

記載例 6

年 月 日

経済産業大臣 殿

株式会社 ○○○○
(役職) ○○ ○○

適合宣言書

株式会社○○○○は、計量法第 106 条第 3 項において準用する計量法第 27 条（欠格条項）各号に規定されている次の事項のいずれにも該当する事実のないことを宣言する。

1. 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
2. 計量法第 106 条第 3 項において準用する計量法第 38 条の規定により計量法第 106 条第 1 項の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
3. 法人であって、その業務を行う役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者があるもの

以 上

記載例 7

年 月 日

経済産業大臣 殿

株式会社〇〇〇〇
(役職) 〇〇 〇〇

株式会社〇〇〇〇は、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第 10 条の 3 各号に規定されている以下の事項のいずれにも適合している。

1. 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。
2. 検定を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないものとして次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - ①指定検定機関の申請者が株式会社である場合にあっては、検定を受ける者がその親法人でないこと。
 - ②指定検定機関の申請者が法人である場合にあっては、指定検定機関の申請者の役員（持分会社にあっては、業務を執行する社員）に占める検定を受ける者の役員又は職員（過去二年間に当該検定を受ける者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が二分の一を超えていないこと。
 - ③指定検定機関の申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員。）が、検定を受ける者の役員又は職員でないこと。
 - ④検定の実施部門が部門として独立し、かつ、検定の実施部門の役員及び職員が、検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門の役員及び職員を兼ねないこと。
3. 前各号に掲げるもののほか、検定の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

(添付書類)

- ・ 〇〇規程抜粋（・・・） ← 1. 関係。規程類、マニュアル等の規定を抜粋。
- ・ 有価証券報告書抜粋（親法人等の情報） ← 2. ①関係。親法人がわかるもの。
- ・ 対象企業リスト ← 2. ②関係。ない場合はない旨の記載。
- ・ 対象企業リスト ← 2. ③関係。ない場合はない旨の記載。
- ・ 説明、組織図、役員所掌 ← 2. ④関係。独立性と兼職していないことを説明。
- ・ 品質マニュアル ← 3. 関係。関係規程の抜粋等でも可。
- ・ その他適合関係を示す書類